

令和7年度フロンティア広域連携プラットフォーム運営業務委託仕様書（案）

1 業務目的

本県では、人口減少や地域経済の縮小、地球規模の気象変動問題等に対応するため、市町の枠を超えた広域連携による「地域循環共生圏」の形成を推進している。しかし、各市町の地域特性、経済状況、住民ニーズの違い等から、連携推進には課題が存在する。

本業務は、現在地域循環共生圏に未参画の市町を対象として、現状の課題やニーズを把握し、複数市町が連携のメリットを享受できる広域連携プラットフォームの構築モデルを2地区提示することで、地域循環共生圏の形成を促進することを目的とする。

2 業務内容

(1)広域連携に向けた現状分析

①対象市町のヒアリング調査

地域循環共生圏に未参画の市町（5～8市町程度）を県と協議の上選定し、オンライン形式を基本としたヒアリング調査を実施する。

※ヒアリング調査のファシリテーションは県が実施。

②既存データの収集・分析

県が過去に実施したアンケートやヒアリング結果を収集し、広域連携の課題や可能性等を分析する。

③広域連携の意義整理

調査・分析結果を基に、広域連携のメリット・デメリットを整理し、広域連携の意義を明確化する。

(2)広域連携プラットフォームの運営支援（モデル2地区）

①地域循環共生圏モデルの提案

広域連携に向けた課題の整理・分析を踏まえ、地域循環共生圏のモデルを2地区提案する。

②ワークショップの企画・運営支援

モデル2地区を対象に、ワークショップ（各地区2～3回程度）の企画・設計及び運営支援を行う。

※ワークショップの企画・設計とは、全体的方向性、目的、参加者・役割、議題等を提示することを想定。

※ワークショップのファシリテーションは県が実施。

③説明資料の作成

モデル2地区の地域循環共生圏の実現可能性を高めるため、今後の方向性に関する説明資料を作成する。

3 成果品

成果物は業務委託報告書（冊子（A4版））2部、電子媒体1部とし、以下の内容を指定フォーマットで納品すること。

(1)地域循環共生圏の形成モデル可能性調査（現状分析及び課題整理）

- ・ヒアリング結果の概要（市町の強み・課題）
- ・広域連携に対する意識、期待、懸念の整理

(2)地域循環共生圏モデル事例（2地区）

- ・各地区の地域循環共生圏モデルの概要
事業計画（事業内容、予算規模、実施期間、期待効果、役割分担）

（留意事項）

- ・成果物は、各業務毎の調査等報告書に加え、概要版（プレゼン用）とセットで作成する。
- ・概要版（プレゼン用）については、市町の担当者や住民向けに説明することを前提に、簡潔かつ視覚的に訴求力のある内容とする。
- ・業務は予算内で効率的に遂行し期限内に納品すること。

4 履行期間

業務締結日の翌日～2026年2月27日

- 中間報告：2025年9月末（広域連携に向けた現状分析を報告）。
- 中間報告：2025年11月末（地域循環共生圏モデル1地区を報告）。
- 最終報告：2026年2月末（成果物納品、報告会）。

5 参考資料

○“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組 全体構想・第3期基本計画

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/keikaku/frontier/index.html>

○ふじのくにフロンティア地域循環共生圏第1次認定

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/keikaku/frontier/1002277/1049455.html>

○ふじのくにフロンティア地域循環共生圏第2次認定

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/keikaku/frontier/1002277/1061455.html>

6 貸与資料

- ・「令和6年度広域連携プラットフォーム運営支援等業務委託」報告書
- ・過年度アンケート結果や関連資料

7 業務実施に当たっての条件

- (1)受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、業務実施前に県に対して書面にて再委託の内容と理由、再委託先、再委託先に対する管理方法等を報告し、承諾を得なければならない。
- (2)本業務の実施に伴って生じた一切の成果に関する権利は、本県に帰属するものとする。
- (3)受託者は、本業務の実施に当たり知り得た情報を本県の許可なく他に漏らし、自己の利益のために利用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (4)業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権、使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うものとする。

8 委託料の支払い

検査合格後に委託費を請求し、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9 その他

- (1)業務の実施に当たっては、その業務目的に照らし、効果的に取り組むとともに、県との連絡を密にして行うこと。
- (2)受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、県との連絡・調整を行うこと。
- (3)本要領に定めのない事項については、県と受託者において協議し決定すること。